



# 鳥取県公報

平成 19 年 3 月 30 日 (金)  
号外第 55 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則 (33) (職員課) . . . . . 4
	職員の職の設置等に関する規則等の一部を改正する規則 (34) (〃) . . . . . 6
	地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則 (35) (〃) . . . . . 10
	現業職員就業規則の一部を改正する規則 (36) (〃) . . . . . 11
	鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (37) (〃) . . . . . 12

==== 公布された規則のあらまし ====

現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 現業職員に給与を支給する際、その給与から控除できるものを定める。
- (2) 県財政の再建のため特例として実施している給与のカット措置について、給与制度の見直しの実施による財政的効果の状況を踏まえ、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員と同様に、給与のカット率を引き下げる。
- (3) 職員の職の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 現業職員の給与に関する規則の一部改正
  - ア 現業職員に給与を支給する際、その給与から控除できるものを定める。
  - イ 職務の級が3級である職から車庫主任を削り、新たに現業職長を加える。
  - ウ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 現業職員の給与の特例に関する規則の一部改正
  - ア 現業職員の給与のカット率を次のように引き下げる。

職員の区分	改正後 (平成19年度)	改正前 (平成18年度)	参考 (平成17年度)
職務の級が1級である現業職員のうちその号給が38号給以下であるもの	100分の2	100分の3	100分の4
その他の現業職員	100分の3	100分の4	100分の5

イ その他所要の規定の整備を行う。

- (3) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

職員の職の設置等に関する規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い職員の種類を廃止するほか、平成19年4月の組織改正等に伴い新たに総括専門員、看護主任、副保育士長及び医療ソーシャルワーカーの職等を加える等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 職員の職の設置等に関する規則の一部改正
  - ア 規則名を「職員の職の設置に関する規則」に改める。
  - イ 職員の種類（事務吏員及び技術吏員）を廃止する。
  - ウ 職員の職について、次のとおり改める。
    - (ア) 新設する職
 

検査主幹、副保育士長、学芸員、医療ソーシャルワーカー、総括専門員、副院長、看護主任、現業職長、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員及び動物愛護技術員の職を加える。
    - (イ) 職名を改める職
 

民芸振興官の職を民工芸振興官に改める。
    - (ウ) 廃止する職
 

市場開拓監、センター長、統括研究員、科長、水産業専門技術員、水産業改良普及員、水産業普及指

導員及び車庫主任の職を削る。

(2) 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正

規則中引用している職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の根拠条項について所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、(2)は公布の日、(1)は平成19年4月1日とする。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

企業局及び病院局の内部組織を見直すことに伴い、地方公営企業法の規定に基づき、政治的行為等の禁止に関する地方公務員法の規定が適用されることとなる管理職員等（以下「適用管理職員等」という。）の範囲を見直す。

2 規則の概要

(1) 鳥取県企業局の適用管理職員等について、内部組織である経営企画室の廃止に伴い、室長の職を削る。

(2) 病院局の適用管理職員等について、内部組織の見直しに伴い、次のとおり改める。

ア 次長の職名を副局長に変更する。

イ 室長のうち、地域医療支援室、中央放射線室、中央検査室、理学療法室、臨床工学室、栄養管理室、地域医療連携室、医療安全・感染防止対策室、医療安全対策室及び医療情報管理室の室長を適用管理職員等とする。

ウ 副看護局長及び副室長（医療安全対策室の副室長）を削る。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

現業職員就業規則の一部改正について

1 規則の改正理由

職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 規則中引用している職員の旅費に関する条例の題名を改める。

(2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

病院局の内部組織の見直しに伴い、任免する場合において知事の同意を得なければならない主要な職員（以下「主要な職員」という。）の範囲について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 主要な職員の範囲について、次のとおり改める。

ア 次長の職名を副局長に改める。

イ 中央放射線室、中央検査室及び医療安全対策室の室長に限っていた室長の範囲を、中央滅菌材料室及び新生児集中治療室の室長を除く室長に改める。

(2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

# 規 則

現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第33号

現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)に基づき、現業職員(以下「職員」という。)の給与の額及びその支給方法等について<u>定めるものとする。</u></p> <p>(給与からの控除)</p> <p>第8条 <u>職員の給与の支給に際しては、その給与から給与条例第16条の13第1号から第6号までに掲げるものの額及び鳥取県現業公企職員労働組合の組合費の額に相当する額を控除することができる。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 略</p> <p>別表第2(第2条、第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">級別職務分類表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">職務の級</td> <td style="width: 80%;">職 務</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	職務の級	職 務	略		<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年10月鳥取県条例第37号)に基づき、現業職員(以下「職員」という。)の給与の額及びその支給方法等について<u>定めることを目的とする。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第8条 略</p> <p>別表第2(第2条、第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">級別職務分類表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">職務の級</td> <td style="width: 80%;">職 務</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	職務の級	職 務	略	
職務の級	職 務								
略									
職務の級	職 務								
略									

3 級	車庫長、副車庫長、守衛長、 <u>副守衛長又は現業職長の職務</u>	3 級	車庫長、副車庫長、 <u>車庫主任、守衛長又は副守衛長の職務</u>
-----	------------------------------------	-----	------------------------------------

( 現業職員の給与の特例に関する規則の一部改正 )

第 2 条 現業職員の給与の特例に関する規則 ( 平成17年鳥取県規則第27号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 ( 以下この条において「改正部分」という。 ) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>( 給料月額の特例 )</p> <p>第 2 条 平成17年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日までの間 ( 以下「特例期間」という。 ) における現業職員の給与に関する規則 ( 昭和32年鳥取県規則第46号。以下「現業給与規則」という。 ) の適用を受ける現業職員 ( 以下「職員」という。 ) の給料月額は、現業給与規則第 2 条第 1 項並びに第 3 条の 2 第 4 項及び第 5 項、現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ( 平成17年鳥取県規則第89号 ) 附則第 7 項並びに現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則 ( 平成18年鳥取県規則第28号 ) 附則第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料の月額 ( 以下「給料基礎額」という。 ) から当該額に<u>100分の 3</u> ( その職務の級が 1 級である職員のうちその号給が38号給以下であるもの ( 以下「特定職員」という。 ) にあっては、<u>100分の 2</u> ) を乗じて得た額 ( 当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額 ) を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。</p> <p>( 1 ) 略</p> <p>( 2 ) 現業給与規則第 9 条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例 ( 昭和26年鳥取県条例第 3 号 ) 第16条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額</p>	<p>( 給料月額の特例 )</p> <p>第 2 条 平成17年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日までの間 ( 以下「特例期間」という。 ) における現業職員の給与に関する規則 ( 昭和32年鳥取県規則第46号。以下「現業給与規則」という。 ) の適用を受ける現業職員 ( 以下「職員」という。 ) の給料月額は、現業給与規則第 2 条第 1 項並びに第 3 条の 2 第 4 項及び第 5 項、現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ( 平成17年鳥取県規則第89号 ) 附則第 7 項並びに現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則 ( 平成18年鳥取県規則第28号 ) 附則第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料の月額 ( 以下「給料基礎額」という。 ) から当該額に<u>100分の 4</u> ( その職務の級が 1 級である職員のうちその号給が38号給以下であるもの ( 以下「特定職員」という。 ) にあっては、<u>100分の 3</u> ) を乗じて得た額 ( 当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額 ) を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。</p> <p>( 1 ) 略</p> <p>( 2 ) 現業給与規則第 8 条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例 ( 昭和26年鳥取県条例第 3 号 ) 第16条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額</p>

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第34号

職員の職の設置等に関する規則等の一部を改正する規則

( 職員の職の設置等に関する規則の一部改正 )

第 1 条 職員の職の設置等に関する規則 ( 昭和39年鳥取県規則第 6 号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条 ( 以下この条において「移動条」という。 ) に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条 ( 以下この条において「移動後条」という。 ) が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条 ( 以下この条において「削除条」という。 ) を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 ( 条及び別表の表示並びに削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。 ) に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分 ( 条及び別表の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。 ) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削り、次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>職員の職の設置に関する規則</u></p> <p>( 趣旨 )</p> <p>第 1 条 この規則は、知事の事務部局の職員 ( 臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。 ) の職の設置について<u>定めるものとする。</u></p> <p>( 職員の職 )</p> <p>第 2 条 職員の職は、別表のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>職員の職の設置等に関する規則</u></p> <p>( 目的 )</p> <p>第 1 条 この規則は、知事の事務部局の職員 ( 臨時及び非常勤の職員を除く。 ) の種類及び職の設置について<u>定めることを目的とする。</u></p> <p>( 職員の種類 )</p> <p>第 2 条 職員の種類は、<u>事務吏員及び技術吏員とする。</u></p> <p>( 職員の職 )</p> <p>第 3 条 職員の職は、別表のとおりとする。</p> <p><u>別表 ( 第 3 条関係 )</u></p> <p>( 1 ) 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職 部長・理事監・次長・参事監・防災監・行政監察監・市場開拓監・課長・所長 ( 第 3 号に掲げるものを除く。 ) ・副所長・局長・副局長・室長・院長 ( 第 3 号に掲げるものを除く。 ) ・園長・場長・館長・校長・事務局長・副校長・参事・検査監・総括検査専門員・検査専門員・用地専門員・</p>

主任教授・民芸振興官・事務局次長・課長補佐・室長補佐・館長補佐・教授・講師・主幹・主任監察員・用地主幹・教務主幹・主計員・係長・企画員・副主幹・監察員・秘書・教務主任・小作主事・精神保健福祉士・土地調査員・環境衛生指導員・医療監視員・薬事監視員・毒物劇物監視員・麻薬取締員・防疫員・保安管理員・液化石油ガス検査員・肥料検査員・漁業監督吏員・道路監理員・河川監理員・砂防管理員・建築主事・建築監視員・公営住宅監理員・出納員・分任出納員・会計員・企業出納員・現金取扱員

(2) 事務吏員をもって充てる職

寮長・副出納長・税務専門員・事務次長・税務主幹・専門員・専門指導員・広報企画員・文化財主事・査察指導員・身体障害者福祉司・知的障害者福祉司・児童福祉司・主事・社会福祉主事・精神福祉主事・心理療法士・心理判定員・児童自立支援専門員・児童指導員・生活指導員・児童生活支援員・保育士長・保育士・守衛長・副守衛長・守衛・現業主事・寮母・寮父・介助員

(3) 技術吏員をもって充てる職

院長（病院の院長に限る。）・所長（保健所の所長に限る。）・センター長・統括研究員・医長・副医長・看護師長・隊長・副隊長・分場長・科長・試験地長・特別研究員・専技主幹・普及主幹・農業専門技術員・生活改良専門技術員・林業専門技術員・水産業専門技術員・助教授・船長・機関長・機械技師・電気技師・教官・研究員・衛生技師・医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・理療師・看護師・准看護師・保健師・栄養士・歯科衛生士・診療放射線技師・言語聴覚士・食品衛生監視員・家庭用品衛生監視員・と畜検査員・狂犬病予防員・栄養指導員・隊員・商工技師・職業訓練指導員・農林技師・改良普及員・普及指導員・造園技師・地方種畜検査委員・家畜防疫員・林業改良指導員・林業普及指導員・森林害虫防除員・水産技師・水産業改良普及員・水産業普及指導員・魚類防疫員・機関士・航海士・通信士・船員・土木技師・建築技師・車庫長・副車庫長・車庫主任・自動車整備士・運転士・交換手・畜産技手・道路技術員・ボイラ技士・機械技手・調理師・調理員・農業技手・林業技手・検査助手

別表（第2条関係）

部長、局長、所長、理事監、防災監、行政監察監、

次長、参事監、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、副出納長、課長、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、課長補佐、主幹、室長補佐、館長補佐、事務局次長、事務次長、教授、主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、助教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、監察員、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、秘書、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、生活指導員、児童生活支援員、保育士、栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、通信士、船員、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、分場長、試験地長、特別研究員、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、理療師、看護師長、看護主任、准看護師、車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長、現業職長、自動車整備士、運転士、守衛、交換手、ボイラ技士、機械技手、調理師、調理員、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、道路技術員、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

( 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正 )

第2条 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県規則第3号)の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第5項、第6項、<u>第9項、第10項又は第22項</u>の規定の適用を受ける職員については、主査及び専門研究員にあっては平成19年3月31日まで、主任及び技幹にあっては平成20年3月31日までの間、<u>改正後の職員の職の設置に関する規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p>（現業職員の給与に関する規則の一部改正）</p> <p>3 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第5項、第6項、<u>第10項、第11項又は第24項</u>の規定の適用を受ける職員については、主査及び専門研究員にあっては平成19年3月31日まで、主任及び技幹にあっては平成20年3月31日までの間、<u>改正後の職員の職の設置等に関する規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p>（現業職員の給与に関する規則の一部改正）</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定及び第2条中「職員の職の設置等に関する規則」を「職員の職の設置に関する規則」に改める部分は、平成19年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第35号**

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和40年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には、当該移動号細目（以下「削除号細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 企業局                      ア 本局                          (ア)～(ウ) 略</p> <p>    (工) 略                          (才) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 病院局                      ア～ク 略                      ケ 副局長</p> <p>    <u>コ 室長（地域医療支援室、中央放射線室、中央検査室、理学療法室、臨床工学室、栄養管理室、地域医療連携室、医療安全・感染防止対策室、医療安全対策室及び医療情報管理室の室長に限る。）</u></p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 企業局                      ア 本局                          (ア)～(ウ) 略                          (工) 室長                          (才) 略                          (力) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 病院局                      ア～ク 略                      ケ 次長                      コ 副看護局長                      サ 室長</p> <p>    シ 副室長（医療安全対策室の副室長に限る。）</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

現業職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第36号

現業職員就業規則の一部を改正する規則

現業職員就業規則（昭和45年鳥取県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(旅費) 第5条 職員に対し支給する旅費については、 <u>職員の旅費等に関する条例</u> （昭和45年鳥取県条例第48号）の規定の適用を受ける者の例によるものとする。 2 略	(旅費) 第5条 職員に対し支給する旅費については、 <u>職員の旅費に関する条例</u> （昭和45年鳥取県条例第48号）の規定の適用を受ける者の例によるものとする。 2 略

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第37号

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則（平成7年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長（病院局総務課長に限る。）、参事、院長、副院長、部長、 <u>副局長及び室長（新生児集中治療室及び中央滅菌材料室の室長を除く。）</u> の職を占める職員とする。	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長（病院局総務課長に限る。）、参事、院長、副院長、部長、 <u>次長及び室長（中央放射線室、中央検査室及び医療安全対策室の室長に限る。）</u> の職を占める職員とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。